

第7回 駒沢川流域協議会 要旨

日時：平成23年3月11日（水）午後7時から午後8時30分

場所：辰野町 小野農民研修センター

出席者：会員23名（H23.3.11現在会員数48名）

議事内容

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1 第6回協議会の議事録報告 | 別添：資料1 |
| 2 ダム事業の検証に係る検討について（国通達の説明） | 別添：資料2 |
| 3 駒沢川の治水対策について | 別添：資料3 |
| 4 駒沢川の利水対策について | |
| 5 上伊那地方事務所林務課関係事業について | 別添：資料4 |
| 6 質疑応答・まとめ | |

事務局よりの報告事項

【1. 第6回議事録報告】

【2. ダム事業の検証に係る検討について】

【3. 駒沢川の治水対策について】

【4. 駒沢川の利水対策について】

【5. 上伊那地方事務所林務課関係事業について】

以上、事務局より一括して報告。主な内容は以下のとおり。

（伊那建設事務所）

【ダム事業の検証に係る検討について】

- ・ 資料「個別ダム検証の流れ」に沿って検証の手順について説明。
- ・ 長野県（検討主体）が検討対象（駒沢ダム）の事業の点検を治水や利水の目的別に検討を進めるということになっている。
- ・ 検討するにあたっては、関係地方公共団体からなる検討の場というものを設け検討を進めることになっている。検討を進めていく中でパブリックコメントにより一般の皆様からの意見を伺ったり、学識経験者や関係住民、関係地方公共団体の長の皆様からご意見を聞くというような手順になっている。
- ・ 治水の観点からの検討を資料の手順1から3のとおり行う。新規利水の観点からも同じ様な検討をして、全体として検証対象ダムの総合的な評価というものを行い、対応方針の案を作成する。この案を長野県の公共事業評価監視委員会へ送り、意見を頂戴して、対応方針を長野県として決定する。その決定した内容を国土交通省へ結果を報告して決定していくといった流れになっている。

【駒沢川の治水対策について】

- ・ ダムによらない駒沢ダムの治水対策案として、ダムと同規模の治水安全30分の1での河川改修を考えている。

- ・ 駒沢川、ダムまでの間を下流区間、中流区間、上流区間とブロック分けし、その内中上流区間は土砂崩落や河岸浸食の進んでおり緊急度が高く、特に出水時の土砂崩落、立ち木の流下対策のための護岸整備を考えている。この間左右岸合わせて3430mの護岸整備が必要。工法はカゴ枠工等を主体とし、急峻な背後地形には部分的にブロック積工、上流の縦断浸食防止のために床止工等を考えている。
- ・ 各区間ごとに写真、図面で詳細説明。
- ・ 小野の第1水源の取入口から上流部ダム計画地点までの間については、かなり河川が荒れている様な状況が見受けられるため、この区間については河床の縦断浸食を抑える床止工をいくつか計画し、河岸の浸食防止にもつなげたい。(高さ約H = 5 m、幅10 m程度のもの)
- ・ 中上流部の護岸整備が出水期の土砂堆積や立木による洪水の防止になり、下流区間の洪水対策にもつながると考える。
- ・ 下流区間は昭和52年から平成10年までの約760mについて護岸整備が済んでいる。国道橋の一部等に毎秒52tの流下能力が無い所はありますが、河川改修後浸水被害等が発生していないことなどから、中上流区間に比べ優先度は低いと判断しており、中上流区間を整備していく中で併せて検討していきたい。
- ・ 示したのは基本的な考え方であり、詳細については今後検討する。

(辰野町役場)

【駒沢川の利水対策について(上水道)】

- ・ 国の方針として出た「できるだけダムによらない治水対策」を受けて、ダムによる利水対策が出来なくなった場合、小野地区の利水対策について、役場庁内の検討委員会で打合せをした。
- ・ 小野地区につきましては小野簡易水道が給水区域になっており、駒沢水系の第1・第2水源、下町水源、藤沢水源、飯沼水源の4つの水源で簡易水道は給水をしている。このうち下町水源はレベルの低い基準値内ではあるがヒ素が検出されており、小野下町の水源を新たに駒沢ダムに求めるという中でダムからの水を計画した。
- ・ しかし、駒沢ダムを含めダムによらない治水対策を打ち出されたため、ダムによらない治水対策となった場合にダムからの取水が出来ない形になった。
- ・ そこで今回内部検討の結果、駒沢浄水場の西に位置する藤沢地区の電気探査をし、地下水源を開発していくことが最良の方法と考えた。藤沢の水源も湧水でありかなり有力な地下水脈があると考えている。
- ・ 他に代替案として、塩尻市へ話をし北小野の方の水を供給して頂けないかと正式に文書でお願いしたが、余裕が無いということで連絡が来た。
- ・ そういう中で、最終的に藤沢地区を開発する形でダムによらない場合の利水対策として考えた。

【駒沢川の利水対策について(農業用水)】

- ・ 農業用水の不足分については、治水利水ダム等検討委員会で示された細洞のため池の拡張を考えているところだが、最終的な負担が非常に高く町単独では工事が難しいため、国等の補助が期待できる駒沢川以外からの水系による新しいため池の構築も視野に入れて農業用水の確保をすることも検討している。
- ・ 当面は農業用水の水路の補修あるいは改修などを行いまして保水能力を高める工事等実施していく予定で考えている。

(上伊那地方事務所林務課)

【上伊那地方事務所林務課関係事業について】

- ・ 流域としての森林整備に係る事業は流域管理森林と水特別対策事業になる。当事業は県下9流域を対象に治山事業、造林事業により一体的・集中的に森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の向上を目的としている事業である。事業については保安林や緊急整備が必要な森林につきましては治山事業、それ以外の普通林については県直営で整備を行う県営公益森林機能増進事業と後他に所有者の負担が伴う補助制度の信州の森林づくり事業で行っている。
- ・ 駒沢流域については普通林の造林事業2事業で整備を行っており、事業期間については平成15年から平成24年度までの10年間の計画期間となっている。
- ・ 事業計画及び実績は、駒沢川流域について、全て造林事業の計画実施で122.25haに対し、平成22年度末実績見込みで120.59ha・99%の進捗となる。尚、整備計画箇所については全て小野山林組合さんの森林となっている。
- ・ 県営公益森林機能増進事業の事業計画について、平成15年から平成24年度までの10年間で実施する予定だったが、事業実施の前倒しと国の補助制度の見直しにより、事業が平成23年度限りとなり、県直営での事業は平成23年度で完了となる。実施内容は平成22年度までは97haを実施見込みで80%の進捗となっている。小野山林組合さん所有の山林については平成22年度の事業実施分で完了している。事業計画は平成23年度は県直営最終事業としてさらに推進するため、個人有林まで対象を広げ森林整備を計画おり、平成24年度以降は同じ造林補助事業で信州の森林づくり事業で取り組んでいくということになる。

主な質問回答

<治水関係>

Q1:治水代替え案の事業費は？

A1: 説明した図面レベルでの検討だが、概々算で3.5～4.0億円。(伊那建)

Q2:ダム予定地上流の土砂流出対策をして欲しい。

A2:保全等の関係を見ると砂防での対応は難しい(伊那建)。

治山としては水道水源の保全があり対応は可能と思われるので町を通じて要望して欲しいが、事業の約束はできない。(地方事務所林務課)

Q3:床止め工が上水道水源の上流に計画されているが、工事の際に水が濁ることはないのか？

A3:極力濁さないように配慮するが、完全に行うことは難しい。(伊那建)

Q4:代替え案の基本高水はダム計画時の流域面積で行い52t/sとするのか？

A4:その通り。52t/s見合いで中上流域の河川改修を行う。(伊那建)

Q5:前回の流域協議会で高橋川の流量観測データを示してもらった。高橋川があふれていたがそれを考慮していたのか？流況を比流量で検証するやり方は一般的なのか？

A5:高橋川の氾濫が流量観測点に対して上下流どちらで起きたかにより、観測データのとらえ方が変わる。上流で起きていれば、あふれた分の流量は反映されていない。下流で起きてれば流量観測に影響はない。比流量による流量のチェックは一般的に行われている。(伊那建)

A6:床止め工と、砂防堰堤の違いは？

Q6:砂防堰堤は流出土砂を止めるポケット(容量)を予め持っていて、土石流が出たときにそれを

止める機能を持っている。床止め工はそれよりは規模が小さく、現在の河床をそれ以上低下させないという機能を持っている。(伊那建)

< 利水関係 >

Q7:新水源の調査費、事業費の県の補助はあるのか？

A7:調査費で50%、事業には20%の補助がある。(辰野町)

Q8:塩尻市へ上水道接続の依頼をした説明があったが、その時の水量は？

A8:不足する200t/日とした。(辰野町)

Q9:小野簡易水道は町の上水に合併するということによいか？

A9:そう考えている。(辰野町長)

Q10:藤沢水源の水質に問題はないのか？

A10:現在の水質は各検査項目とも基準値内で、ヒ素の含有もない。(辰野町)

Q11:藤沢地区には自衛隊の射撃場があるが、鉛による汚染はないのか？

A11:問題はない。(辰野町)

Q12:町では以前にも電気探査を行ったはずだが結果は？

A12:春宮、楡沢、大沢、中村地区で行ったが、水脈はなかった。(辰野町)

< 治水・利水共通関係 >

Q13:ダムによらない治水・利水対策を選択した場合、事業の着手・完了時期は？

A13:本日その方向性で提言をいただいた場合には、治水に関しては平成23年度には僅かでも工事に着手したい。完了の時期については明言できない。(伊那建)

水源の探査については平成23年度に着手し、できるだけ早く水源を確保したい。(辰野町)

< 方向性への意見 >

・ダムにこだわらないと言えば嘘になる。本日治水・利水とも代替案を提示してもらった内容を見るとダムにこだわらなくても、早く効果を出して欲しいと考える。代替案を地域として受け止める。

・代替案を受け入れる、万全を期して欲しい。駒沢川だけではなく、小野川水系全体の治水を考えて欲しい。

結論：流域協議会としてダムによらない治水・利水対策を提言する。

< 提言書作成の方法 >

・座長が提言書の原案を作成し、それを流域協議会員へ郵送するのでそれに対してご意見をいただく。いただいたご意見の取り扱いは、座長に一任し提言書を作成して提言する。